

双葉町告示第 14 号

放置自転車等の移送及び保管について

双葉町自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例第 10 条第 2 項の規定に基づき、自転車等駐車場に長期放置されていた自転車等を移送し、保管したので、同第 11 条第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 5 月 8 日

双葉町長 伊澤 史朗

1. 自転車等が放置されていた駐車場の名称
双葉駅北自転車等駐車場
2. 保管した自転車等の台数
77 台
3. 保管した年月日
令和 6 年 5 月 8 日
4. 自転車等の返還の事務を行う時間及び場所
午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで（土日祝日等の休日を除く）
双葉町役場 総務課管財係 電話 0240-33-0124
5. 自転車等の返還を行う時間及び場所
午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで（土日祝日等の休日を除く）
旧双葉町役場駐輪場 双葉町大字新山字前沖 28 番地
6. 自転車等の保管期間
令和 6 年 5 月 8 日から令和 6 年 11 月 7 日まで
7. 自転車等の返還を行う期間
令和 6 年 5 月 8 日から令和 6 年 11 月 7 日まで
8. 返還に必要なもの
 - (1) マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、その他本人が確認できるもの
 - (2) 自転車等の鍵又は保証書その他返還を受けようとする自転車等の利用者又は所有者であることを証明できるもの

なお、この告示に係る自転車等で、上記保管期間経過後においても利用者、所有者の引き取りがないものは、双葉町自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例第 12 条に基づき、本町において処分する。